

第 7 章 「みどりの基本計画」の実施に向けて

1. みどりの基本計画の進捗管理と評価、見直し

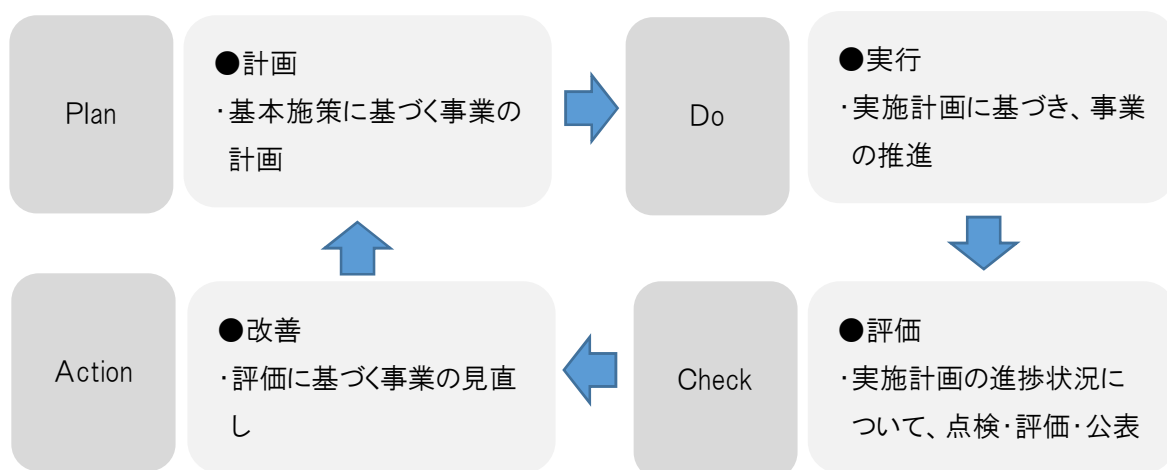
このたび改定する「松江市みどりの基本計画」は、令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度までの 10 年間の長期計画であり、この間の社会情勢の変化などに柔軟に対応する必要があります。このため、令和 6(2024)年度には、中間総括、令和 11(2029)年度には、計画改定を行います。

本基本計画で策定したみどりに関する施策の方針に基づき、個別の施策については、施策ごとに具体的な実施計画を立て、事業を推進していきます。個別の具体的な施策の実施にあたっては、「みどり」を所管する各部局と十分に連携を図り、その相乗効果が具体的な施策(実施計画)に反映できるよう、取り組んでまいります。

本基本計画の期間中、逐次進捗管理を行う中で、みどりを取り巻く社会状況や市の情勢の大きな変化など、施策と現状のかい離が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

本計画に示した施策を着実に推進していくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を繰り返す PDCA サイクルを用いた進行管理を行います。

■PDCA サイクルによる進行管理



■具体的なスケジュール

	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
実施計画の実行	前期				後期					
実施計画の策定(P)	P					P				
実行(D)	実行									
評価(C)				C					C	
改善(A)					A					A

2. 重点的な取り組み

本計画を推進するにあたり、**市民や地域団体、民間事業者、NPO 法人等の多様な主体と行政が連携し、「みんな」で取り組んでいく必要があります。**既存の施策を継続的に進めていくほかに、新たな施策やより強化していく以下の施策については、重点的な取り組みとして、優先して実施計画の検討を行い、**施策の推進を図ります。**

【重点的な取り組み】

1) 都市公園等の公園機能の見直しと再編

現在、少子高齢化や人口減少など社会状況の大きな変化を踏まえ、公園緑地に関する施策として、公園緑地のポテンシャル(機能)を、都市のため、地域のため、市民のために最大限に引き出すことを重視するステージへの移行が求められています。

本市においても、新たに公園を整備するのではなく、市民がより公園を使えるような、行きたくなる公園となるよう、既存公園施設の整備や樹木等の維持管理などを適切に行い、公園のストック効果を引き出すことにより、公園の「質」の向上を図り、今後とも持続可能な公園の維持管理を図ります。また、各地域の事情やニーズに応じて、公園機能の分担・特化について、検討し、著しく利用されていない公園等は、その特性や地域のニーズ、公共施設適正化の考え方を踏まえ、周辺公園との統合や公園以外の用途への転換について、検討を行います。

■ 施策体系の推進を進行管理するための数値目標（再掲）

目標項目	令和元(2019)年現在	令和 11(2029)年目標
みどりの満足度	33.1%(満足・ほぼ満足)	現状以上
市民アンケート調査による、「みどりが地域の魅力を高める観点で満足できるか」の問いに対し、約 1/3 から「満足・ほぼ満足」の回答がありました。今後は、各種取り組みを進める中で、みどりの質を高めていくことで、この満足度の向上を図っていきます。		
身近な公園の満足度	12.8%(数も内容も十分)	現状以上
徒歩圏にある身近な公園について、数と内容の満足度を問う設問に対し、両方とも十分であるとの回答は、約 1割にとどまりました。今後は、公園等の機能分担・特化等を検討することにより、公園を身近に魅力的に感じてもらえるように取り組みを進めていきます。		

2)公園の維持管理

現在、市内公園の4割近くが公園愛護団による除草活動等により、維持管理されています。今後、高齢化による人材不足の懸念もあるため、広報等による公園愛護団体の活動紹介をはじめ広く参加・協力の呼びかけを行い、人材不足の解消を図るなど、公園愛護団体への活動支援を行い、公園の維持管理体制の強化を図ります。

■施策体系の推進を進行管理するための数値目標（再掲）

目標項目	令和元(2019)年現在	令和11(2029)年目標
公園愛護団件数	160 公園	180 公園
公園愛護団活動は、徐々に件数が増加していますが、愛護団体構成員の高齢化が課題となっています。今後、みどりに関する担い手の確保と持続可能な活動団体の推進の取り組みを行い、愛護団活動で維持管理する公園数の増加を目標とします。		

3)地域住民等による公園の維持管理の仕組みづくり

地域住民や自治会、企業、公園愛護団体、行政等の多様な主体の参画により、身近な公園の維持管理や公園のみどりを活用したイベント開催による地域の賑わい創出、公園利用のローカルルールづくりなど、公園の利便性の向上について話し合う、公園協議会の設置に向け、その仕組みづくりの検討を進めます。なお、設置の単位については、既存の組織の活用を含め、地域の実情に応じて設置する単位を検討することとします。

■施策体系の推進を進行管理するための数値目標（再掲）

目標項目	令和元(2019)年現在	令和11(2029)年目標
公園協議会件数	0 公園	20 公園
公園利用者の利便性の向上に向け、地域の多様な主体によって話し合いを行う公園協議会の制度は、平成29(2017)年の都市公園法改正で新たに盛り込まれた内容となります。現状は公園協議会が導入された公園はありませんが、今後の制度利用の拡大を目標とします。		

4)民間活力を活用した公園の利活用

民間のノウハウを活かし、都市公園のストック効果を高めることにより、公園の魅力の向上と効率的・効果的な公園の整備や維持管理を行うための手法として、民間活力の導入に向けた検討を進めます。

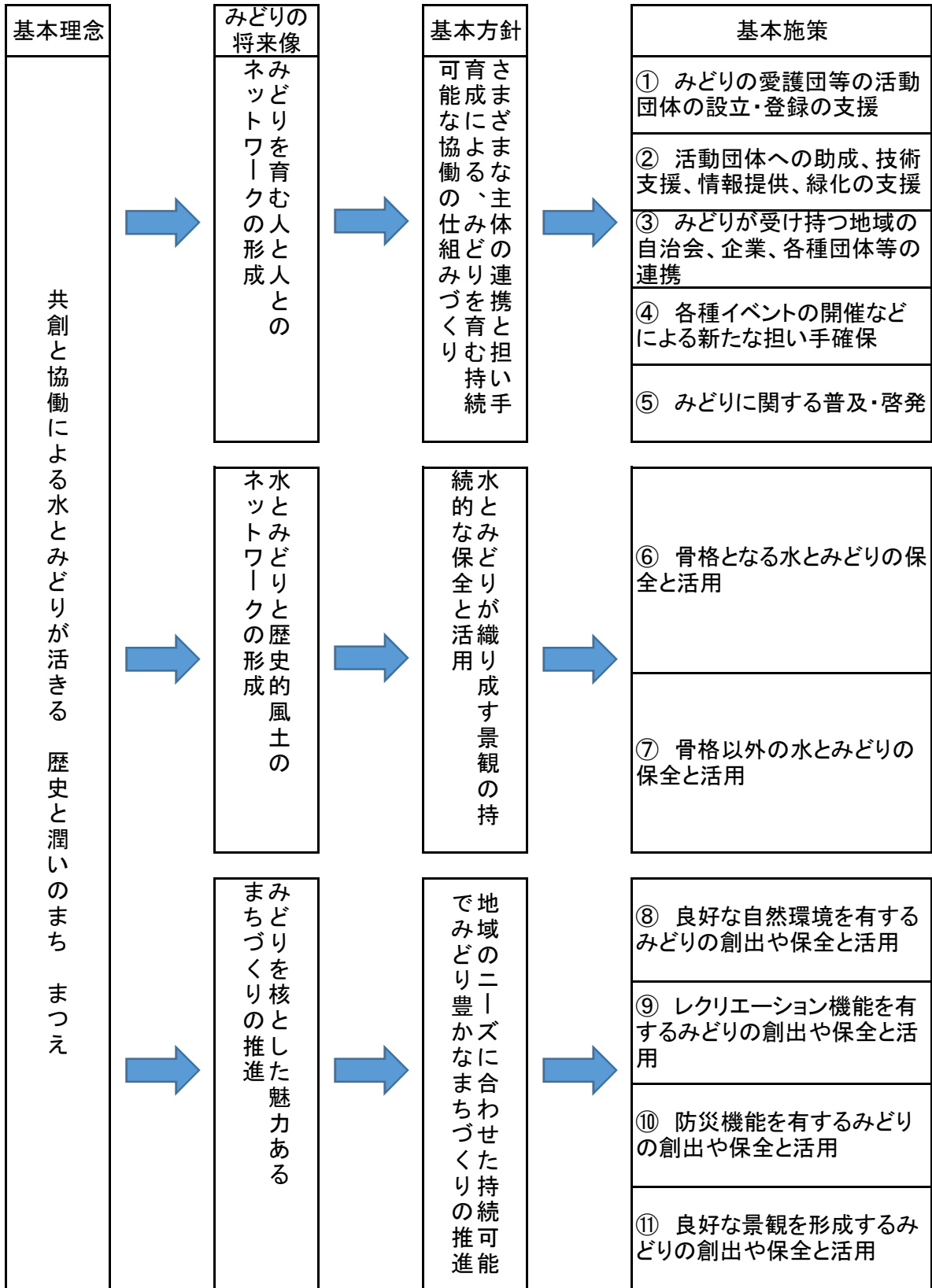
また、民間活力の導入に向け、対象となる公園の特徴や、求められるサービス水準に応じて、公募設置管理制度(Park-PFI)を検討する一方で、Park-PFIの導入が困難な公園についても、民間活力の利活用を高めるため、その他の官民連携手法の導入も含めて、検討を行います。

■施策体系の推進を進行管理するための数値目標（再掲）

目標項目	令和元(2019)年現在	令和11(2029)年目標
民間活力の導入	9件(指定管理者制度)	14件
平成29(2017)年の都市公園法改正により、公園管理の手法として、公募設置管理制度(Park-PFI 制度)が新設されました。今後、この新制度や既存の制度により、公園の賑わい創出や魅力向上に向けた民間活力の活用の取り組みを行うことで、導入事例を作ります。		

資料編

1.「松江市みどりの基本計画」施策の体系



2.令和元年度松江市緑の基本計画 緑地の整備目標総括表

施設緑地種別	年次	現況(令和元年)						中間年次(令和6年)						目標年次(令和10年)						備考
		市街化区域・用途区域(宍道)			都市計画区域			市街化区域・用途区域(宍道)			都市計画区域			市街化区域・用途区域(宍道)			都市計画区域			
		整備量		㎡	整備量		㎡	整備量		㎡	整備量		㎡	整備量		㎡	整備量		㎡	
		ヶ所	面積(ha)	/人	ヶ所	面積(ha)	/人	ヶ所	面積(ha)	/人	ヶ所	面積(ha)	/人	ヶ所	面積(ha)	/人	ヶ所	面積(ha)	/人	
施設緑地種別	住区	50	12.01	0.9	84	19.38	1.1	52	12.15	0.9	87	19.62	1.1	54	12.51	0.9	89	19.98	1.2	
	基幹	3	12.18	0.9	4	13.48	0.8	3	12.18	0.9	4	13.48	0.8	4	13.68	1.0	5	14.98	0.9	
	公園	0	0.00	0.0	1	3.48	0.2	0	0.00	0.0	1	3.48	0.2	0	0.00	0.0	1	3.48	0.2	
	都市基幹公園	2	29.58	2.2	4	76.80	4.4	2	29.58	2.2	4	76.80	4.4	2	29.58	2.2	4	76.80	4.4	
	幹公園	1	35.30	2.6	2	45.70	2.6	1	35.30	2.6	2	45.70	2.6	1	35.30	2.6	2	45.70	2.6	
	基幹公園計	56	89.07	6.6	95	158.84	9.1	58	89.21	6.6	98	159.08	9.1	61	91.07	6.7	101	160.94	9.3	
	特殊公園	0	0.00	0.0	1	0.60	0.0	0	0.00	0.0	1	0.60	0.0	0	0.00	0.0	1	0.60	0.0	
	風致公園	0	0.00	0.0	1	3.46	0.2	0	0.00	0.0	1	3.46	0.2	0	0.00	0.0	1	3.46	0.2	
	動植物公園	3	24.83	1.8	3	24.83	1.4	3	24.83	1.8	3	24.83	1.4	3	24.83	1.8	3	24.83	1.4	
	歴史公園	0	0.00	0.0	1	14.30	0.8	0	0.00	0.0	1	14.30	0.8	0	0.00	0.0	1	14.30	0.8	
	墓園	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	
	その他	9	3.44	0.3	11	5.26	0.3	9	3.44	0.3	11	5.26	0.3	9	3.44	0.3	11	5.26	0.3	
	広場公園	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	
	広域公園	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	
	緩衝緑地	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	
都市緑地	30	2.79	0.2	38	3.34	0.2	30	2.79	0.2	38	3.34	0.2	30	2.79	0.2	38	3.34	0.2		
緑道	1	0.09	0.0	3	4.15	0.2	1	0.09	0.0	3	4.15	0.2	1	0.09	0.0	3	4.15	0.2		
都市林	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0		
国の設置によるもの	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0		
都市公園計	99	120.22	8.9	153	214.78	12.2	101	120.36	8.9	156	215.02	12.2	104	122.22	9.0	159	216.88	12.4		
公共施設緑地	192	14.35	1.1	273	101.66	5.9	196	14.43	1.1	280	101.80	5.9	197	14.12	1.0	280	101.35	5.9		
都市公園等合計	291	134.57	9.9	426	316.44	18.3	297	134.79	9.9	436	316.82	18.4	301	136.34	10.0	439	318.23	18.4		
その他の緑地	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	1	0.57	0.0	1	0.57	0.0		
民間施設緑地	3	0.16	0.0	3	0.16	0.0	3	0.16	0.0	3	0.16	0.0	3	0.16	0.0	3	0.16	0.0		
施設緑地合計	294	134.73	9.9	429	316.60	18.3	300	134.95	9.9	439	316.98	18.4	305	137.07	10.0	443	318.96	18.4		
緑地保全地域	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	3	138.00	8.0		
特別緑地保全地区	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0		
風致地区	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0		
生産緑地地区	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0		
その他法によるもの	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0		
法によるもの計	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0	3	138.00	8.0		
条例等によるもの計	6	16.50	1.2	10	1,111.32	64.4	6	16.50	1.2	11	1,115.82	64.6	8	18.50	1.4	33	1,256.32	72.8		
条例等によるもの計	6	16.50	1.2	10	1,111.32	64.4	6	16.50	1.2	11	1,115.82	64.6	8	18.50	1.4	33	1,256.32	72.8		
小計	6	16.50	1.2	10	1,111.32	64.4	6	16.50	1.2	11	1,115.82	64.6	8	18.50	1.4	36	1,394.32	80.8		
地域制緑地間の重複	0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00		0	0.00	0.0		
地域制緑地合計	6	16.50	1.2	10	1,111.32	64.4	6	16.50	1.2	11	1,115.82	64.6	8	18.50	1.4	36	1,394.32	80.8		
施設・地域制緑地間の重複	0	0.00	0.0	9	6.24	0.4	0	0.00	0.0	9	7.54	0.4	0	0.00	0.0	9	7.54	0.4		
緑地総計	300	151.23	11.1	439	1,421.68	82.3	306	151.45	11.1	450	1,425.26	82.6	313	155.57	11.4	479	1,705.74	98.8		
人口	市街地人口			135,800人			将来市街地人口			135,800人			将来市街地人口			135,800人				
	都市計画区域人口			172,600人			都市計画区域人口			172,600人			都市計画区域人口			172,600人				
面積	市街地面積			3,514ha			将来市街地面積			3,514ha			将来市街地面積			3,514ha				
	都市計画区域面積			19,845ha			都市計画区域面積			19,845ha			都市計画区域面積			19,845ha				
緑地の確保目標水準	市街地面積に対する割合A			4.3%			将来市街地面積に対する割合A			4.3%			将来市街地面積に対する割合A			4.4%				
	都市計画区域面積に対する割合B			7.2%			都市計画区域面積に対する割合B			7.2%			都市計画区域面積に対する割合B			8.6%				
都市公園等の目標水準	都市公園			12.4㎡/人			都市公園			12.5㎡/人			都市公園			12.6㎡/人				
(住民一人当たり面積)	都市公園等			18.3㎡/人			都市公園等			18.4㎡/人			都市公園等			18.4㎡/人				

緑地の確保目標水準 将来市街地面積に対する割合A＝市街化区域内の緑地総計／市街化区域面積
 都市計画区域面積に対する割合B＝都市計画区域内の緑地総計／都市計画区域面積
 都市公園等の目標水準 都市公園＝都市公園計／都市計画区域人口
 都市公園等＝都市公園等合計／都市計画区域人口
 都市公園の整備 都市公園の整備については、開発行為に伴い新設される公園など、必要最小限にとどめる。

3.策定の経緯

年月日	会議・調査など	内容
令和元年 7 月 3 日(水) 13:30~16:00	第 1 回松江市緑の基本計画策定 検討委員会	・現状把握・条件整理 ・現行計画の分析・調査 ・市民意識アンケートの実施 について
令和元年 7 月 16 日(火) ～ 令和元年 8 月 5 日(月)	市民意識アンケートの実施	
令和元年 11 月 22(金) 9:30~12:00	第 2 回松江市緑の基本計画策定 検討委員会	・市民意識アンケートの結果 について ・改定「松江市みどりの基本 計画」(素案)について
令和元年 12 月 25(水) ～ 令和 2 年 1 月 24 日(金)	パブリックコメントの実施	
令和 2 年 2 月 19 日(水)	第 3 回松江市緑の基本計画策定 検討委員会	・パブリックコメントの結果につ いて ・(素案)からの変更点につい て

4.アンケート調査結果のまとめ

1)アンケート調査の概要

配布対象と抽出方法	松江市居住者 18 歳以上 2000 人(年齢、地域の居住割合に応じ住民基本台帳から無作為に抽出)
調査期間	令和元年 7 月 16 日(火)～令和元年 8 月 5 日(月)
調査方法	郵送配布 郵送回収

2)回収結果

回答数	730 通
回収率	36.5%

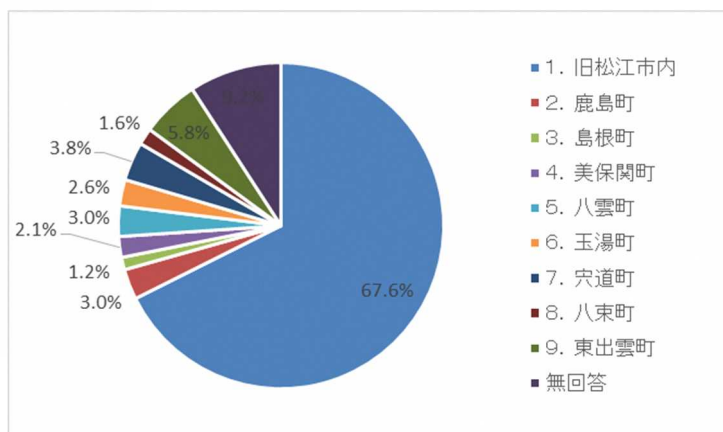
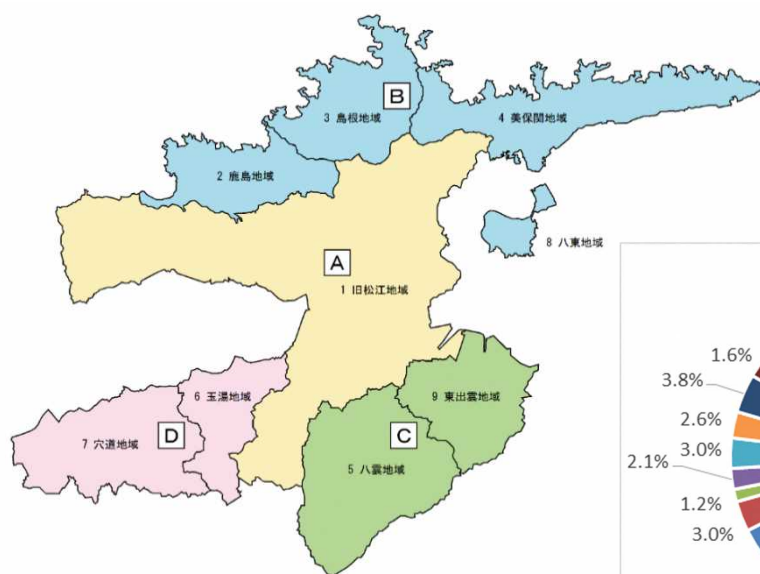
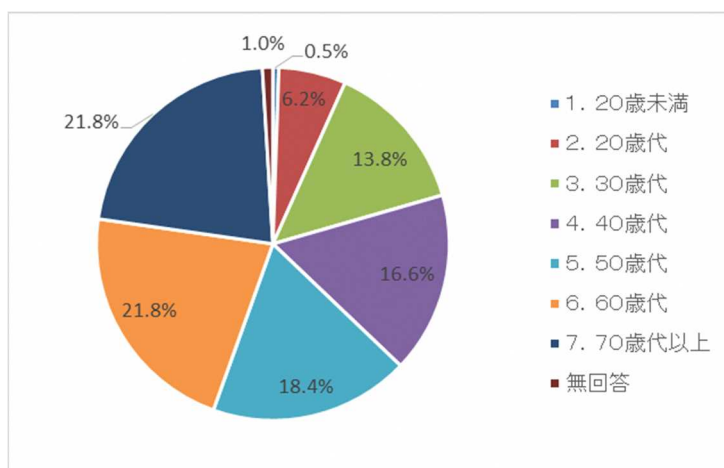
3)調査結果のまとめ

●問 1～3 回答者の属性

性別は女性が 56.8%、男性が 42.2%であった。年齢は、50 歳代、60 歳代、70 歳代以上が約2割、約 20 歳代以下のは1割以下と若年層は少ないものとなっている。

また、居住地については、下図のように 9 地域に区分した。旧松江市が最も多く 67.5%、次いで東出雲町の 5.8%、宍道町 3.8%となっており、旧松江市以外は非常に少ない結果である。

なお、地区別集計に当たっては、サンプル数が非常に少ないため、下図のA～Dの4地区にまとめ、地区別の集計を行っている。

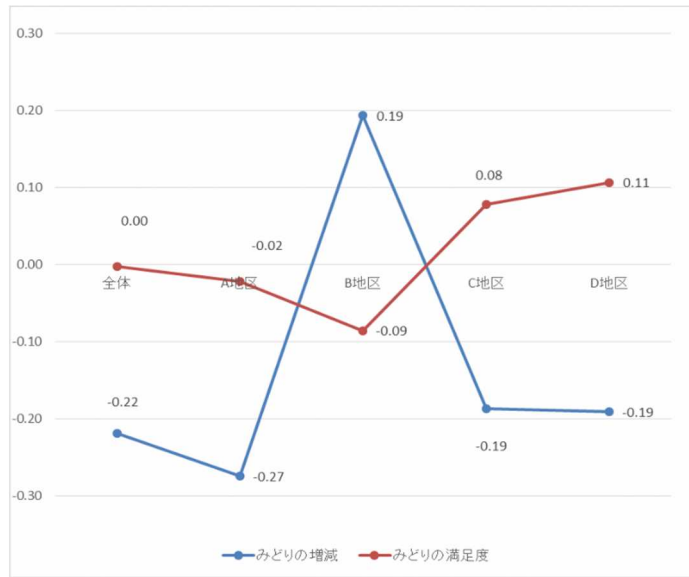


●問 4, 5 緑の変化と満足度

緑の増減については、全体としては減少となっている。中でも旧松江市が減ったとする層が最も多い

一方、北部・八東地区では増加したとする層が多いものとなっている。

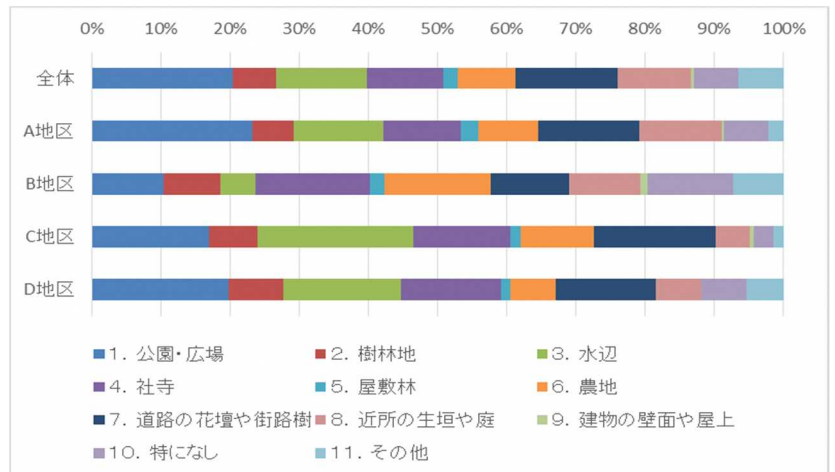
緑の満足度(地域の魅力を高めているか)については全体としては拮抗しているが、緑が増えていると評価している B 地区で不満足度が最も高く緑の量と必ずしも一致していないものとなっている



※5段階評価 +2、+1、0、-1、-2 を与えた加重平均によるスコア

●問 6 住まいの周りの緑で「心地よい」「好ましい」ところと感ずるところと公園など

全体では「公園・広場」が最も多く次いで「道路の花壇や街路樹」「水辺」となっている。全体傾向と比較して、B 地区で「社寺」及「農地」が C、D 地区で「水辺」が多いものとなっている。



●問 7 松江らしさを感じる「みどり」について

「松江城(周辺を含む)」との回答が圧倒的に多い、次いで「宍道湖」が多い。その次には「松江総合運動公園」「北公園」「末次公園」「風土記の丘」が多く挙げられていた。

また、施設では「県立美術館」があがっている。

松江城や宍道湖は周辺の景観や環境を含めて回答されており、地域的な魅力をまもり、向上させていくことが必要と考えられる。

回答を区分し多く取り上げられている場所は次のとおりである。

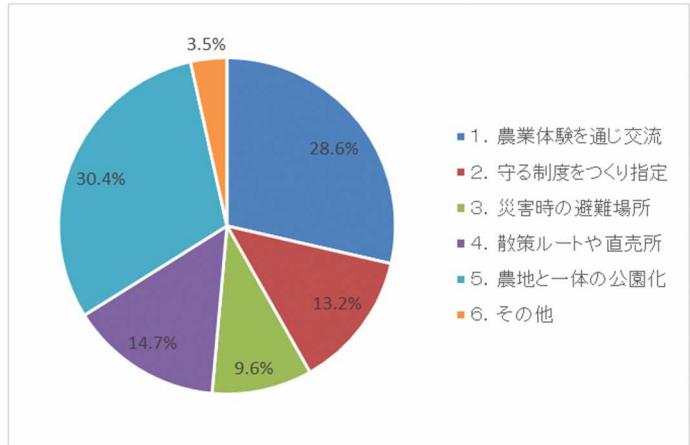
道路	公園	自然(水辺)	河川	自然	松江城	歴史	公共施設・建物
街路樹	松江総合運動公園	宍道湖	堀川	島根半島	松江城	風土記の丘	県立美術館
国道9号	白濁公園	嫁が島	大橋川	北山	松江城山公園	月照寺	学校
チェリーロード	北公園	中海	玉湯川	嵩山	塩見縄手	神魂神社	由志園

●問 8 「日ごろ「みどり」の中で楽しむ主な余暇活動」について

現在の活動としては散歩や景色、友人と遊ぶなど気軽に楽しめる活動が各年齢層を通じて高いが、70歳代以上では農業体験が現在やっている活動の上位に上がっている。

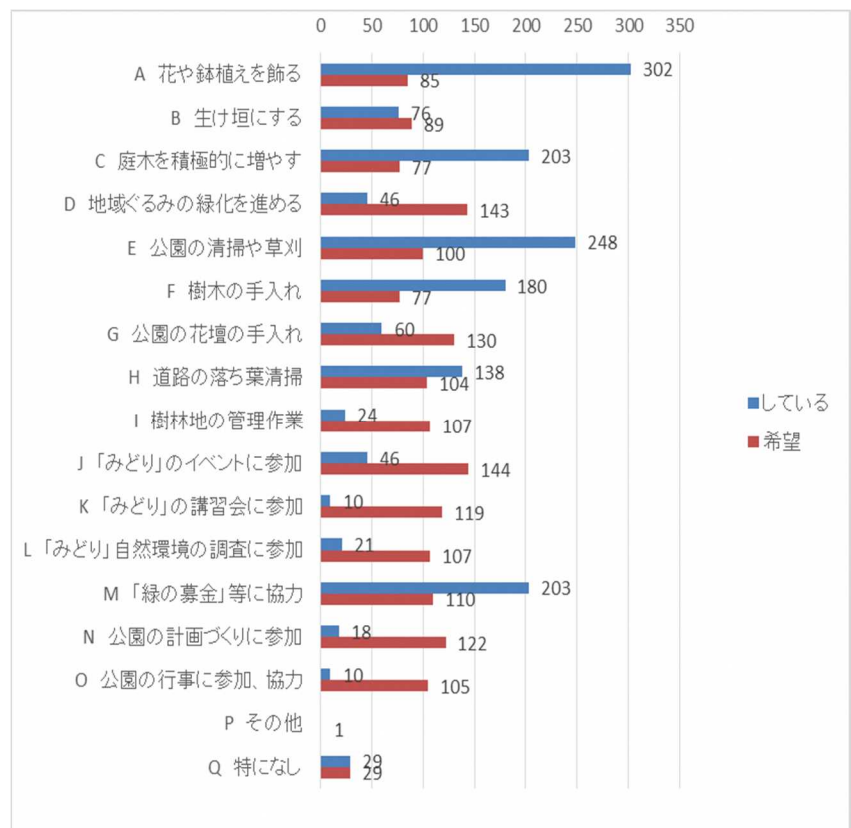
今後の活動としては、年齢が若いほど「キャンプ、バーベキュー」「健康づくり」など動的な活動や体験的な活動、高いほど学習、観察などの活動が高い傾向にある。

●問 9 「農地をまもり、活かすための取り組み」(2つ選択)については、「農地と一体の公園化」及び「農業体験を通じ交流」が他の倍以上の回答率を得ており、農地を野外レクリエーションの場として活用することが保全を図る上で望まれている。



●問 10 「みどり」豊かなまちづくりのために、協力していることと今後協力したいことについてでは現在の活動としては「花や鉢植えを飾る」「庭木を増やす」「樹木の手入れ」など自宅等で可能な活動が多いと共に「公園の清掃や草刈」「道路の落ち葉清掃」の公共空間の管理作業にも多く協力している。なお、「緑の募金」への協力も多くの人が協力している。

今後の協力意向としては均等化しているが、「地域ぐるみの緑化」「公園の花壇の手入れ」など参加型の活動とともに、イベントや講習会計画づくりなどソフト的な項目の意向が現状と比べ高くなっている。



●問 11 「市内でよく利用する公園」または「よかった公園」

全体としては、「北公園」が最も多く、次いで「松江総合運動公園」、

地区別では上位5つを次表に示している。居住地から行きやすいところで、子供と一緒にみんなで楽しめるところが選択されている。

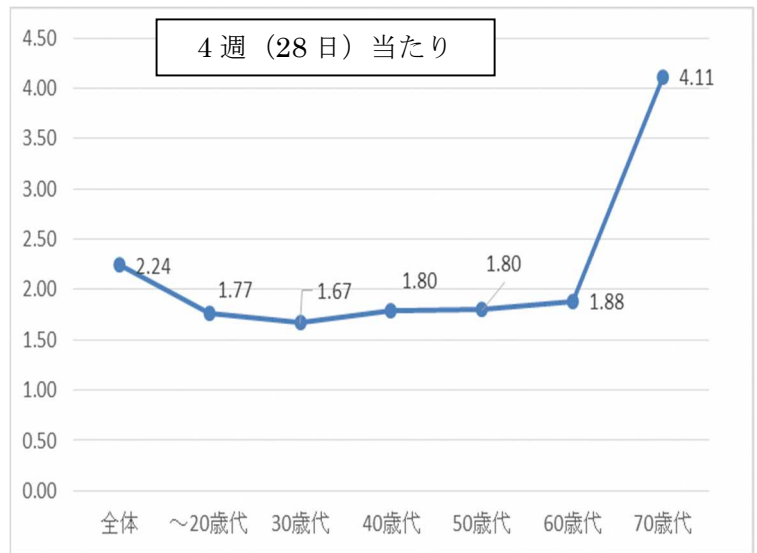
A地区	B地区	C地区	D地区
北公園	北公園	北公園	ふるさと森林公園
松江総合運動公園	松江総合運動公園	松江総合運動公園	松江総合運動公園
城山公園	城山公園	城山公園	城山公園
白潟公園	深田公園	ふるさと森林公園	一回答数1のため割愛
菅田公園	ふるさと森林公園	親水公園	一回答数1のため割愛

●問 12 利用頻度について

利用頻度については、年齢別に利用頻度に応じ月別に換算(毎日 28 回/月めったに利用しないは 0.5/月のように)し、加重平均を行ったものが右図である。

60 歳代まではほぼ横ばいで、70 歳代～は毎日利用する人が増えるため平均利用回数は多くなっている。

逆に毎週利用する層は 70 歳代を除き若い年齢層ほど高くなっており、休日子ども連れでの利用が多いものと推測される。なお、地区別ではA地区で毎日利用する人が多く、身近な場所に公園があることが要因となっていると考えられる。

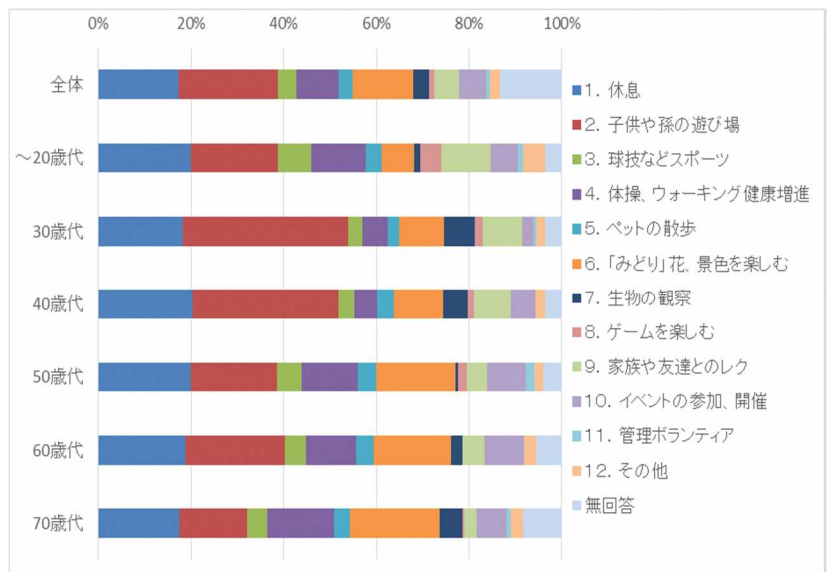


●問 13 公園での活動について(M. A)

「子供や孫の遊び場」「休憩・休息」は各年齢層とも比較的高い割合で選択されている。

「みどり」、花、景色を楽しむ割合は年齢層が高くなるほど選択率が高い。

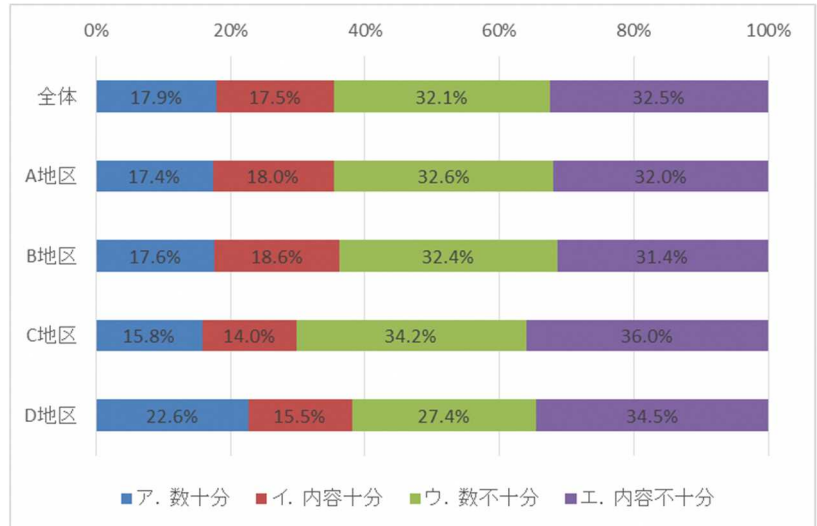
管理ボランティアへの参加は最も低いですが、緑のまちづくりでの協力意向では、参加活動型への参加意向も多くあり、公園来訪者に対する広報の充実などが必要と思われる。



●問 14 身近な公園の数や内容の満足度について

公園の数、内容ともに不十分とする各地区ともほぼ同様であるが、D 地区では数が十分とする割合が比較的多い。

年齢別では、数も内容も不十分とする層が多いが、20 代では内容が十分とする層が不十分とする層を上回っている。

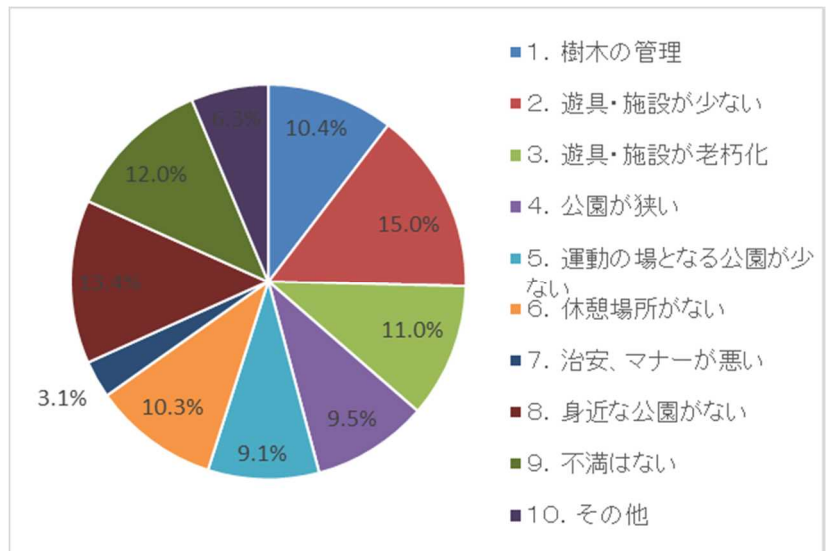


●問 15 身近な公園の管理について

管理については、「行政が業者やボランティア団体、NPO団体などの人材を活用して行う」とする回答が半数を超えている。次いで「公園の周辺に住んでいる人で」とする回答が約 2 割あり、行政が先導し、専門的なことは業者に軽易なことは団体や住民との協働による管理活動の仕組みづくりを作っていく必要がある。

●問 16 周辺にある公園について、不満に思うことについて(MA 2つ)

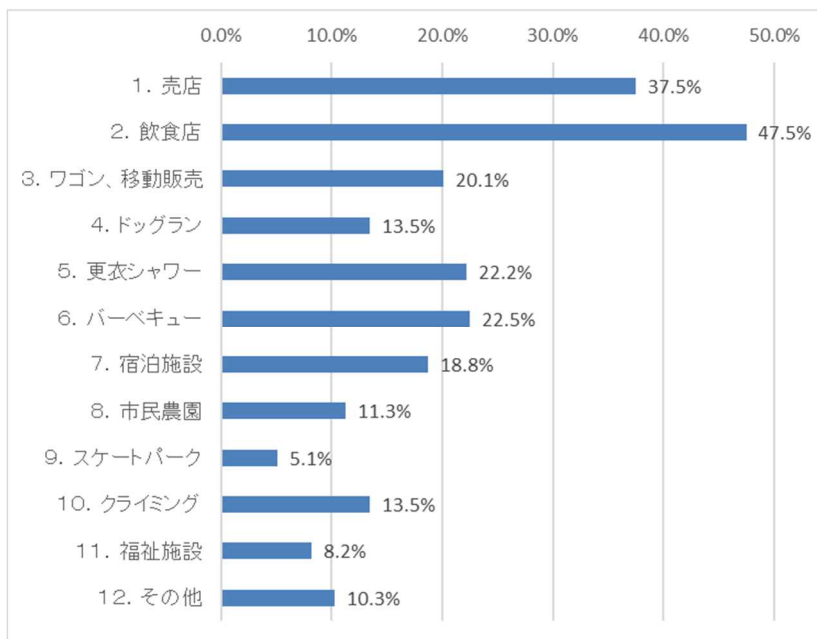
各地区共にほぼ同様の傾向である。突出して多いものはないが中でも最も多かったのは、「遊具・施設が少ない」ついで「身近な公園がない」である。身近な場所で、子供を遊ばせたいというような意向が強いと考えられる。



●問 17 大きな公園にあると良い、便利だと思う施設(MA いくつでも)

「飲食店」が最も多く半数弱の人が回答している、次いで「売店」となっているほか、「ワゴンや移動販売」も2割程度の人が回答しており、飲食・物販によるサービスの充実をもとめる声が高い。その他施設面への要求は多様である。

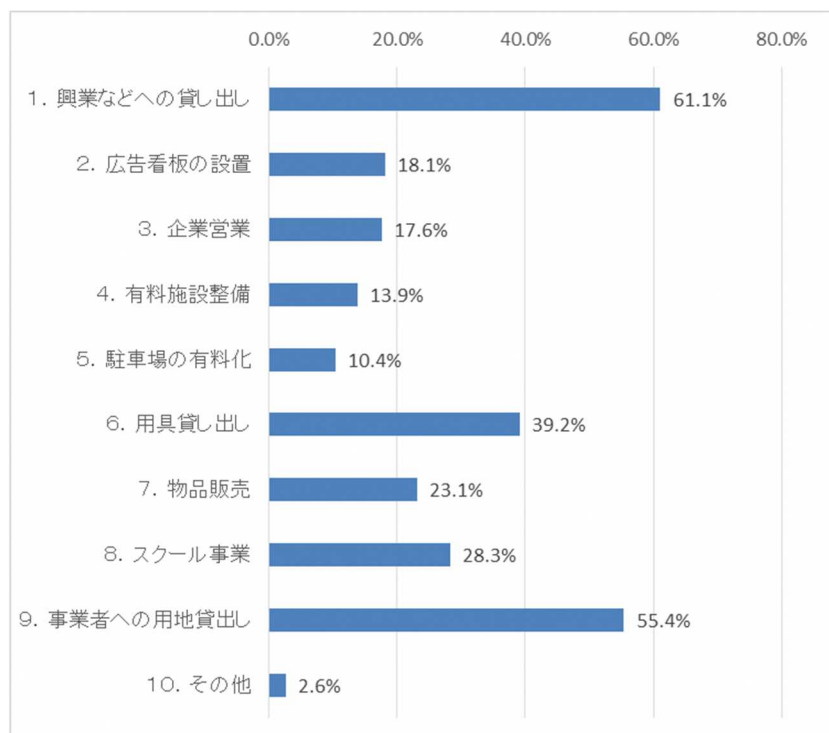
今後、利用ニーズを踏まえた施設の整備などを検討し、より多くの市民に利用される公園づくりを進めていく必要がある。



●問 18 公園における収益事業の活用について(MA いくつでも)

「興業への貸し出し」に約6割、「事業者への貸し出し」に5割以上が回答している。「用具の貸し出し」も約4割と比較的高い。

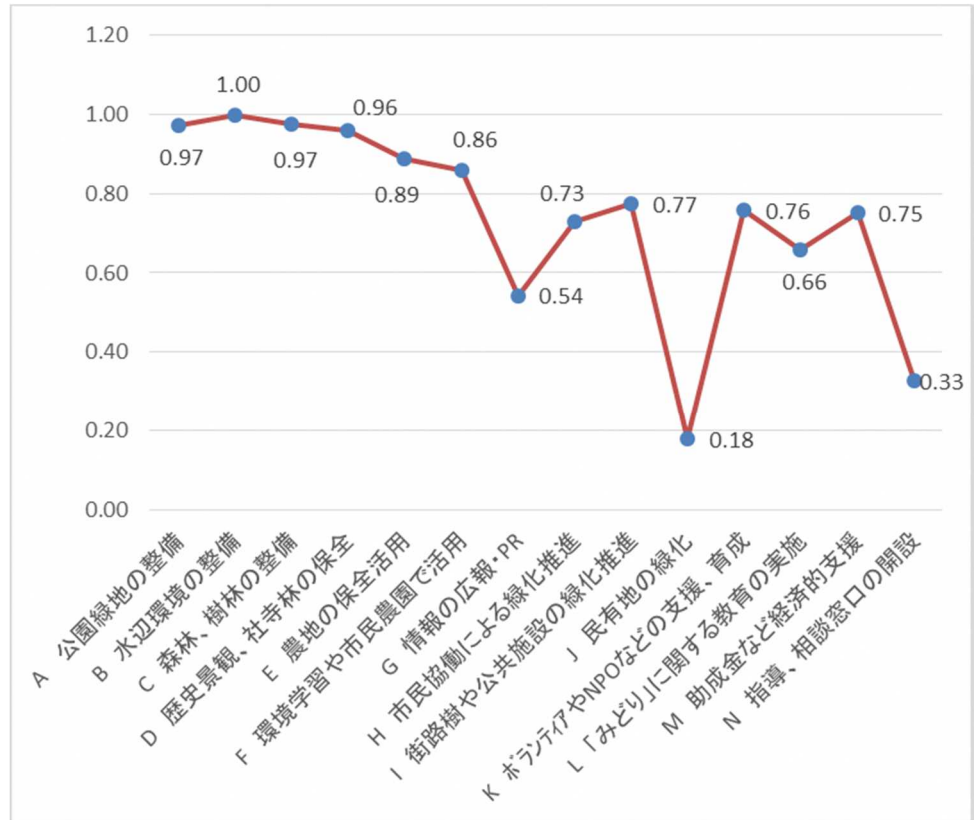
他に「スクール事業」「物品販売など」利用促進、サービスの充実に係る事業を回答している。



●問 19 「みどり」を次世代に引き継ぐための市としての取り組みについて

全体的に+評価である。整備保全系で高い、ソフト系も比較的高いが民有地の緑化は低い評価となっている。

行政が主導して整備保全、活用することが重要ではあるが、市街地の大半を占める民有地緑化の重要性などが理解されていないとも考えられ、緑化意識を啓発する情報や広報などの充実も求められると考えられる。



※数字は 重要を+1、ふつうを 0、重要でないを-1 とし加重平均値

●自由意見について

・身近な緑について

公園については、子供と遊べる遊具や多目的トイレなど施設の充実を求める声がある。また、道路や施設の緑など生活の身近な場所や人が集まる場所に緑が少ないとする意見がある。

公園以外にも緑を身近に感じる場として緑の拠点となるような場を作っていくことも検討していく必要がある。

・「みどり」の管理について

雑草や街路樹の繁茂、枯損木の放置、視界の阻害など管理の不十分さを指摘する意見が多い。

今後、効率的な維持管理を目指し、維持管理を低減できる適切な植栽手法や維持管理のあり方について検討し、実行していくことが必要と考えられる。

・樹林、森林について

荒廃を危惧する意見もいくつかあり、その対策が必要とも考えられるが、樹林地のほとんどは民有地であり、全ての樹林地を管理することは不可能であることから、緑地内の利用拠点の周辺や幹線道路の沿線など多くの人に目に付く場所の管理を進めるなど、重点的・効率的な管理を進めることも検討される必要がある。

・その他

公園やみどりに関する情報発信がないという意見がいくつかあることから、目的に応じた公園やみどりを活用したイベントの紹介など、利用者の立場に立った情報発信が必要と考えられる。

5.用語解説

用語	解説
あ行	
大橋川改修	松江市の市街地中心部を貫流する大橋川を、洪水対策のみではなく、環境、景観、まちづくりが調和するように改修すること。 昭和47(1972)年7月の豪雨災害を契機に斐伊川・神戸川流域の治水に関する基本計画が策定され、昭和50(1975)年に事業着手したが、その後中断をし、再び平成23(2011)年8月から事業を再開した。
か行	
共創	多様な立場の人たちと対話しながら、新しい価値を「共」に「創」り上げていくこと。
協働	市民と行政などの各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
健康遊具	ストレッチや体を鍛えるなど、日常生活の中での健康づくりを目的とした大人向けの遊具施設のこと。
公園愛護団体	公園周辺の町内会・自治会やNPO等で、除草や清掃、遊具等施設の点検など、公園の美化及び利用促進のための活動を行う団体。
公園協議会	都市公園法第17条の2に基づき、公園の利用者の利便の向上を図ることを目的とした多様な主体による協議会のこと。
公園施設長寿命化計画	地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化・共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定時期・内容などを、最も低廉なコストで実施できるよう整理した計画のこと。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定し、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が有利な条件として適用される制度。
さ行	
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画区域の中の一つで、住宅施設などの市街化を抑制すべき区域。
施設緑地	都市公園法に規定する“都市公園”と都市公園以外の“公共施設緑地”および“民間施設緑地”の総称。
指定管理者制度	公共施設の管理・運営を、民間の事業者やNPO法人等を指定し、行わせるもの。民間の効果的・効率的な手法により、経費の削減や利用

	者に対するサービスの向上が見込まれる。
児童遊園地	地区の自治会が設置し、維持・管理する主に年少の児童のために、公共に開放した公園。
島根半島・宍道湖中海ジオパーク	島根県の北東に位置する島根半島と宍道湖・中海からなるジオパーク（大地の公園を意味し、地球を学び、丸ごと楽しむことができる場所）である。2017年12月に日本ジオパークに認定された。
社会資本ストック	国・自治体などの公的機関によって整備された道路・港湾・小道・公園などの社会資本の量のこと。本計画では、これまで整備してきた公園緑地を表しており、社会資本として活用していくことが求められる。
宍道湖・大橋川かわまちづくり計画	「大橋川周辺の水辺」と「白潟地区」において、市民と協働して「かわまちづくり計画」や「都市再生整備計画（白潟地区）」に関連して事業を実施し、賑わいやまちあるき動線の創出を図ることを目的とした計画のこと。
宍道湖景観形成区域	宍道湖をとりまく地域固有の伝統的な人文景観、湖水と調和が図られた都市景観、及び湖面に映る豊富な緑と夕日や朝霧などの自然景観などが調和した、魅力的かつ後世に継承すべき宍道湖景観を保全、創造することにより、宍道湖に対する市民の誇りや愛着を深め、宍道湖周辺地域のまちづくりの向上発展に寄与することを目的とするもの。
宍道湖北山県立自然公園	嵩山地区・北側の枕木山地区及び朝日山地区を含む、日本で7番目の大きさ(79k㎡)の宍道湖の東側にあたる自然公園。
侵入竹	侵入した竹は、樹高の低い樹木を被圧・枯死させ、周囲を竹林化させてしまうため、水源かん養、土砂崩壊防止、二酸化炭素吸収などの公益的機能の低下や生物多様性の低下等が危惧されていることから、森林の竹林化防止と竹林化した森林の再生を図ることが求められている。
た行	
大山隠岐国立公園	大山から蒜山、毛無山、船上山を含む山岳地帯および三徳山一帯、島根半島の海岸部分、三瓶山一帯、隠岐諸島の4つの地域から成る変化に富んだ景観を持つ国立公園。
地域制緑地	緑地保全地区（都市緑地法）、風致地区（都市計画法）、保安林区域（森林法）などの“法による地域”、緑地協定（都市緑地法）による“協定による地域”、緑地保全区域、“市条例（松江市緑地及び自然環境の保全に関する条例）などによるもの”などの緑地が該当する。
都市計画区域	都市計画を策定する場ともいべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲をいう。
都市公園	都市公園法に基づき、整備された公園。都市公園法第2条に規定す

	る公園又は緑地で、街区公園や近隣公園などの“住区基幹公園”、総合公園などの“都市基幹公園”、風致公園や歴史公園などの“特殊公園”、広域公園や都市緑地などの“その他公園”などの種類がある。
都市緑地法第4条	市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。
土地区画整理事業	一定の地域で道路や公園などの公共施設の新設や宅地の整備を行う市街地開発事業。
都市公園法	都市公園設置と管理基準を定めるため、昭和31年10月15日に施行された法律として、都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的としている。
な行	
農山漁村公園	主に農業及び漁業関連事業に伴い、設置された公園。(松江市農山漁村公園条例・松江市農山漁村公園条例施行規則)
は行	
PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ: 公民連携)	公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものとされている。
バリアフリー	対象者である障がい者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態のこと。
普通公園	主に開発行為等により設置された公園のうち、都市公園法に基づく都市公園として開設及び供用の公告ができない公園のこと。(松江市普通公園条例・松江市普通公園条例施行規則)
ポケットスペース	敷地内の空地または、街路の幅員構成を超える部分のこと。
ポケットパーク	わずかなスペースを利用した小規模な公園・緑地。
ま行	
松江市街路樹適正化計画	市道の街路樹が、より健全に美しく生育できる環境と安全で快適な道路空間・歩行空間が両立するよう、持続可能な維持管理体制の確立を目的とし、策定したもの。
松江市環境基本計画	昨今の環境動向を踏まえて、市民や事業者・行政の環境保全にむけた取り組みの行動指針を示すものとして策定したもの。
松江市景観計画	景観計画とは、景観法に基づき景観形成の方針や基準などを示すもの。本計画では、美しく風格のある松江固有の景観を守り、開発と保全との調和のとれた快適で安全な魅力あるまちを育て、市民共有の財産として後世に伝えることを目的としている。(H19.3 施行)

松江市公衆トイレの整備計画	松江市が管理する公衆トイレについて、総合的な整備方法や管理体制を定めた整備方針を作成し、あらゆる市民や観光客にとって利用しやすいトイレの環境整備についての指針を定めた計画のこと。
松江市総合計画	総合計画は、地方自治体が全ての基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画。松江市のめざすべき将来の姿を明らかにし、より充足感の高い市民生活の実現に向けて、具体的な目標を定め、行政、市民、市民活動団体、企業など、あらゆるまちづくりの主体が松江市のまちづくりに取り組んでいくための指針として策定するもの。
松江市地域防災計画	松江市、関係機関、市民、事業所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに(災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが)、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小限に食い止め、迅速な回復が図れるよう「減災」の考え方を基本理念とする計画のこと。
松江市都市マスタープラン	都市計画法第18条の2条第1項の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、市町村が市民の意見を反映し、まちづくりの基本方針や、将来都市構造及び土地利用・都市構造及び土地利用や、都市施設の整備などに係る基本的な方針を示す「全体構想」とともに、地域別のまちづくりの基本方針を示す「地域別まちづくり構想」を策定するもの。
松江市立地適正化計画	都市マスタープランにおいて、市域全体を対象に公共交通網をまちの骨格と位置づけ、定住の促進や雇用の創出に資する土地利用の方針を示すとともに、本市の人口の約7割を占める市街地における土地利用の方針をより具体的に示すために策定したもの。将来にわたり誰もが住み続けることができるように誘導を図る「居住誘導区域」や、誰もが必要とする様々な生活サービスを提供する都市機能を維持・誘導するエリアとして、都市機能の集積を図る「都市機能誘導区域」を設定している。
松江市歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づき、歴史的風致の維持及び向上に関する方針などを示すもの。本計画では、豊富な遺跡群や城下町、茶の湯文化、伝統的な祭礼行事など、松江固有の歴史的風致(松江らしさ)の維持向上を図ること目的としている。
ミズベリング松江協議会	宍道湖東岸から大橋川にかけての水面・水辺周辺における美しい資源を守り、活かすことで、次世代～全国へ伝える取り組みを、共創・協働の手法によって行っている、水の都松江の魅力を高めることを目的とした協議会のこと。
や行	

ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人に分かりやすく、利用可能であるようにデザインすること。
用途区域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 13 種類がある。
ラムサール条約湿地	ラムサール条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局が通知することにより、指定された湿地のこと。この条約は、湿地の保存に関する国際条約で、小鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を作ることを目的としている。